

## 2-エチル-3, (5or6)-ジメチルピラジンの食品健康影響評価に関する審議結果についての御意見・情報の募集結果について

1．実施期間 平成16年4月1日～平成16年4月28日

2．提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3．提出状況 1通

4．御意見・情報の概要及びそれに対する添加物専門調査会の回答

御意見・情報の概要	専門調査会の回答
<p>本物質はアーモンド様の加熱香気を有する食品に通常に存在する成分であり、種々の食品の香りを再現する上で、日本で使用できるようにすることが不可欠と考えられる。</p>	<p>食品安全委員会では、科学的に食品健康影響評価を実施しています。</p> <p>当委員会の審議結果を受け、リスク管理機関である厚生労働省が食品添加物の指定、規格・基準の設定等について検討を行い、適切な措置を行うこととなります。</p> <p>頂いた御意見は、リスク管理に関する御意見であり、担当のリスク管理機関である厚生労働省に転達いたします。</p>

## 2,3,5,6-テトラメチルピラジンの食品健康影響評価に関する 審議結果についての御意見・情報の募集結果について

- 1．実施期間 平成16年4月1日～平成16年4月28日
- 2．提出方法 インターネット、ファックス、郵送
- 3．提出状況 1通
- 4．御意見・情報の概要及びそれに対する添加物専門調査会の回答

御意見・情報の概要	専門調査会の回答
<p>本物質はアーモンド様の加熱香気を有する食品に通常に存在する成分であり、種々の食品の香りを再現する上で、日本で使用できるようにすることが不可欠と考えられる。</p>	<p>食品安全委員会では、科学的に食品健康影響評価を実施しています。</p> <p>当委員会の審議結果を受け、リスク管理機関である厚生労働省が食品添加物の指定、規格・基準の設定等について検討を行い、適切な措置を行うこととなります。</p> <p>頂いた御意見は、リスク管理に関する御意見であり、担当のリスク管理機関である厚生労働省に転達いたします。</p>